

意見の要旨とこれに対する警察本部の考え方

寄せられた意見の中から、条例改正に関する部分を引用し、主要な論点ごとに整理しています。なお、意見内容を引用するに当たっては、誤字と思われる文字を修正した上、適宜要約しています。また、1通の中に複数の意見が述べられている場合には、それぞれの意見の論点ごとに別個に取り上げています。

(1) 風俗営業を延長して営業できる時間の見直し（1件）

意見の要旨	警察本部の考え方
<p>◆ 営業時間は今のままでいい。延長すると、寝ている時間に酔っ払いや店から出た人の話し声がうるさくて、住民の迷惑になると思う。</p>	<p>御意見のとおり、現在、条例において、第3種地域（祇園・木屋町地区）における風俗営業の延長して営業できる時間を「午前1時」までとして規定しているところ、更に延長することとすれば、良好な風俗環境の保全に障害を及ぼすおそれがあることなどから、現状と同じ「午前1時」までとして定めることを検討しています。</p>

(2) ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限（8件）

意見の要旨	警察本部の考え方
<p>◆ 実際に夜にゲームセンターに行くと、午後10時を過ぎても母親が幼児をベビーカーに乗せて来て遊ぶ姿や、16歳未満と思われる子供だけで18時以降に遊ぶ姿が見られる。いくら条例改正を検討しても、それが守られなければ何の意味もない。実効性のある制度運用が最も重要だと思うので、府警の取り組みに期待する。</p>	<p>御意見を踏まえ、条例の改正後は、改正内容の周知を図るとともに必要な指導を行い、実効性のある制度運用に努めて参ります。</p>
<p>◆ 「保護者である」と言っても、他人が父兄のフリをしたり、また、その役を未成年者が依頼して、夜間に滞在したりすることを防ぐとともに、家出や行方不明など、意図して、または意図しないでその場にとどまる未成年者の被害を未然に防ぐことができるようにするため、最低限、「未成年者に対する夜間同伴の保護者は本当に責任のある者として、警察官等が本人確認を求めた時に身分証などを提示しなければならない」といった規定を追加して貰いたい。</p>	<p>本規定は、営業者の遵守事項であるため、保護者に対して御意見のような義務を負わせる規定を追加することはできませんが、未成年者の被害防止等各種問題の解決が図れるよう、営業者に対して適切に指導をして参ります。</p>
<p>◆ 保護者が同伴しているなら問題はない。</p> <p>◆ 親が同伴であれば、22時まで遊ぶことができるようにしてほしい。</p>	<p>保護者の同伴がある場合には現在制限している時間よりも遅い時間まで年少者の立ち入らせを認める規制とするため、風俗営業者に対して「午後6時以後午後10時前の時間において16歳未満の者を営業所に</p>

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 保護者同伴だったら16歳未満も夜10時までだったらいいと思う。 ◆ 午後6時以降に親と一緒にいけるようになることは、良いことだと思う。 	<p>客として立ち入らせるときは、保護者の同伴を求めなければならない」と規定することを検討しております。</p>
--	--

(3) 特定遊興飲食店営業の営業所設置許容地域の指定 (214件)

意見の要旨	警察本部の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 深夜に営業する特定遊興店は深夜帯に酔っぱらいが出入りするので繁華街でしか営業できないようにするべき。 ◆ 安易に広げる必要はないと思う。 昔、沢山の警察官が毎日警戒していた木屋町のような場所が増えるのではないかと不安になる。 今までどおりの範囲内なら、朝までダンスできる店があっても違和感はなく、いいのではないかと思う。 	<p>特定遊興飲食店営業は、深夜にわたって、客に遊興と酒類の提供を伴う飲食をさせる営業であり、その営まれ方いかんによっては、周辺の地域住民の平穏な生活に障害を及ぼすおそれがあることなどから、政令で定める基準に従い、条例で定める地域内に限って営業が認められることとされているものです。</p> <p>営業所設置許容地域については、現在、風俗営業の営業延長許容地域として同様の政令基準に従い指定され、いわゆる歓楽街としての認識が定着している条例上の第3種地域（祇園・木屋町地区）を指定することを検討しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 営業所設置許容地域が祇園および木屋町地区に限定されていることは、まったく実情を配慮しておらず、健全なクラブカルチャーの育成と振興には逆向きである。 クラブの中には、単なる「遊興」とどまらず、最先端音楽をはじめとするハイレベルの芸術文化を生み出しているものが多数ある。国際的にも、京都の音楽文化シーンは高い評価を得ており、海外の文化人や有識者に呆れられることのないよう、京都の実情に合わせた配慮が必要だと思う。 ◆ 京都の面白いところは、古いお寺や神社が点在する中に最新の夜の文化があるからである。京都の夜のカルチャーは世界中に広がり、それを求め京都に来られる方が沢山おられる。地域を一部に限定とかありえない。直ちに撤回を願う。 ◆ 「祇園地区と木屋町地区」以外の場所でも長年、健全に地域と共生しながら、音楽文化を発信してきた場所は沢山ある。クラブだけに限らずライブハウスや音楽バー等のあらゆる飲食店での深夜12時以降の遊興が対象となるので、そのような場所では許可を取ろうと思っても取れない所が多いこととなり、あまりに極端で理不尽ではないか。 	<p>また、今回の改正は、営業所設置許容地域以外の地域において、現在、適法に営業されている店に対して、新たに規制を強化するものではありませんので、適法に営業されているのであれば、改正法が施行された後も同様の営業形態で営業していただけます。</p>

◆ 特定遊興飲食店営業の設置許容地域を「三条から四条までの繁華街」だけに制限するのはおかしい。京都の音楽文化を築き、20年以上営業を続けているクラブが、閉店に追い込まれるような事があれば、世界一の観光都市として何の発展にも繋がらない。

◆ 第3種地域では範囲が狭いと思う。東西は烏丸通から東大路まで、南北は今出川通から五条通までが妥当だと思う。

◆ 木屋町地区、祇園地区を中心にしつつ、松原通、東大路通は従前どおりで、北は丸太町通、西は烏丸通にまで広げてもらいたい。

◆ 祇園木屋町というくくりで真四角に区切られた地域だけにするのではなく、柔軟な対応をする必要があると思う。

◆ 時間を延長して営業できる第3種地域がとても狭い地域に限定されていて改正に反対。
繁華街から離れた場所は蚊帳の外になるような改正には反対。現在想定している時間延長可能な営業地域は見直すべき。左京区、右京区なども営業可能な変更が必要。

◆ かなり限定された条件の中でのみ、という条件になっているが、関わりのある何件かの店が、この条件が適用された場合、違法になってしまう。

道徳的に近隣にも配慮しながら、ただ音楽を聴いたり演奏したりする店が違法になるのは、京都の文化にとっても損失となる。地域に溶け込んで、京都の音楽文化の発展に寄与している店がこれからも営業を続けられるように、法の条件の再考を希望する。

◆ 終夜営業を認める地域が繁華街、非住宅地に限定されてしまい、その地域に当てはまらない場所での営業が難しくなってしまう。

丸太町の老舗クラブは今回の営業所設置許容地域に当てはまっておらず、このままでは営業できなくなり無くなってしまうのではないかと、不安で仕方ない。営業所設置許容地域の変更、再検討を求めたい。

◆ 今出川、丸太町、二条には、私が行き続けている場所があり、そこには音楽を好きな人

<p>が集まる。そんな空間を京都から排除するのは音楽文化の衰退となるので排除はやめて欲しい。</p> <p>◆ 京都は小さなクラブが多く、営業ができなくなると大きな損失になる。 クラブは考えているよりも健全で、社交場として機能しているので、許容地域を再検討してもらいたい。</p>	
<p>◆ 現在、第3種地域外で営業しているが、防音工事等の投資をしておき、簡単に営業ができる地域への移転ができないので、法が施行される前であれば、対象地域外であっても許可申請を受理して頂きたい。</p> <p>◆ 木屋町と祇園だけ許されて、それ以外はダメというのはおかしい。地区に関わらず個別に許可を出して欲しい。防音工事をしているかどうかで判断して欲しい。</p>	<p>他に寄せられた御意見にもありますように、特定遊興飲食店営業に伴う問題は、営業所からの騒音だけでなく、出入りする酔客の移動に伴うものなど、営業所付近の騒音も想定されます。</p> <p>いわゆる歓楽街以外の地域において深夜にわたって特定遊興飲食店営業が営まれば、地域の状況や深夜の生活環境が大きく変化し得ることが考えられることから、政令の基準に従い条例で指定した地域においてのみ営業が認められるものです。</p> <p>現在適法に営業されている店に対して、新たに規制を強化する改正ではありませんので、適法に営業されているのであれば、改正法が施行された後も同様の営業形態で営業していただけます。</p>

(4) 特定遊興飲食店営業の営業時間の制限（5件）

意見の要旨	警察本部の考え方
<p>◆ 京都の豊かな音楽スポットでもあるライブハウス・ナイトクラブを新たな法規制で営業時間の短縮を強要することに関し、反対する。</p> <p>◆ 時間を規制することに反対。</p> <p>◆ 国の一方的な取り決めで、営業時間、業態を制限してしまつては経営者やお客は納得かない。</p> <p>◆ 5～6時の制限に関して、学校など特定の施設が近くにあるような場所以外に関しては特別な制限がない方が良くと思う。</p>	<p>特定遊興飲食店営業にかかる営業時間の制限については、政令の基準において、居住、勤務その他日常生活又は社会生活の平穏が害されることを防止するため、早朝における風俗環境の保全について特に配慮を必要とする地域について行うこととされました。政令の基準に従い、今回の改正においては、営業所から漏れる叫声、朝まで遊興と飲食をした酔客による路上での粗暴な言動等が、地域の人々の早朝における日常生活や社会生活の妨げとなるおそれがあり、酔客が帰宅困難とならないようにしつつ、朝の通勤者、通学者等を保護するため、午前5時から午前6時までの間においてのみ必要な制限を加えることを検討しています。</p>

- (5) 特定遊興飲食店営業の営業所に係る騒音又は振動の数値の設定（0件）
この項目に関する御意見はありませんでした。
- (6) 特定遊興飲食店営業者に対する遵守事項の設定（0件）
この項目に関する御意見はありませんでした。
- (7) 風俗環境保全協議会の設置地域の設定（0件）
この項目に関する御意見はありませんでした。
- (8) その他／遊興定義・保全対象施設・客室面積・全般等（230件）

意見の要旨	警察本部の考え方
<p>◆ あらゆる文化活動を遊興という曖昧な定義のもとに一括りにし、規制をかけるのはおかしい。遊興の定義が曖昧すぎる。</p>	<p>遊興という用語については、現行法上でも既に使用されており、規制の対象となる遊興をさせる行為は、営業者側の積極的な働き掛けにより客に遊び興じさせる行為に限られると解釈されています。</p> <p>また、「遊興をさせる」の定義については、警察庁が、解釈運用基準で具体的に示しております。</p>
<p>◆ 保全施設で大学が含まれているが、大学に通う人の年齢は20歳を超えるものが多いので配慮は必要ないと思う。</p>	<p>御意見も踏まえつつ、再度大学施設における深夜における保護性を考慮して、保全対象施設としての指定の必要性を検討することとします。</p>
<p>◆ 音楽を楽しむのに、店の広さ、大きさは関係ない。</p> <p>◆ 客室床面積を33平方メートル以上とする規制は、根拠無く広いのではないか。多くの33平方メートルに満たない店では許可を取ることが出来ないという事になってしまう。現在の接待風俗営業の16.5平方メートルを基準とする方が、まだ合理的であると考えます。</p> <p>◆ 店舗の広さ33㎡の制限無く、狭い店でも営業できることを望む。</p> <p>◆ 10坪以下でも、歴史ある素晴らしいクラブがたくさんあるので、面積の規定は必要ない。</p> <p>◆ 店内の平米数ももう少し狭くてもよいと思う。</p> <p>◆ 店舗の広さの設定はおかしいと思う。狭くなると性的犯罪に繋がるのは根拠のない矛盾している規制だと思う。</p> <p>◆ 店が狭いことで性犯罪に繋がったことはない、根拠のない規制はおかしい。</p>	<p>御意見については、国家公安委員会規則（以下「規則」といいます。）において定められる事項であり、条例において定めることはできません。規則では、客室一室の床面積を33平方メートル以上とすることと規定されています。</p>
<p>◆ 客室内の客席の面積の合計が客室面積の5分の1以下であれば客席及び客に遊興をさせるための客室の部分の双方において照度を測</p>	<p>御意見については、国家公安委員会規則において定められる事項であり、条例において定めることはできません。規則では、</p>

<p>定し、そのいずれかにおいて照度が10ルクス以下である場合は、低照度飲食店営業に当たるとしており、測定方法を工夫したことについては評価できる。しかし、5分の1以下とすると、一定規模以上の店舗では、客室面積が大きくなりすぎ演出効果に支障が出るので、10分の1とするか、別途最低客席面積を定める方策を取るべき。</p>	<p>特定遊興飲食店営業に係る照度の測定について、飲食用の客席の面積がその客室の面積の5分の1以下となる場合は、遊興をさせる部分も照度の測定場所とすることと規定しています。</p>
<p>◆ 今回の一部改正案は、京都の文化を担う音楽の世界に、深刻な影響を及ぼしかねない。折角築きあげてきた京都の音楽シーンを後退させる改正（改悪）案を考え直してほしい。</p> <p>◆ 東京オリンピックが開催予定で、外国人観光客も多く来日されるのに、世界に誇れるクラブが、簡単に営業できなくなるのはもったいない。規制の解除を願う。</p>	<p>今回の法改正により、条例で定める地域においては、設備を設けて、深夜にわたって客に遊興をさせ、酒類の提供を伴う飲食をさせる特定遊興飲食店営業が認められることとなりましたが、当該地域以外の場所において現在適法に営まれている営業については、従来からの営業ができなくなるということではありません。</p>